

平成 2 6 年

亀山市教育委員会第 3 回臨時会会議録

# 亀山市教育委員会第3回臨時会会議録

## 1. 日 時

平成26年3月13日（木）午後5時開会

## 2. 場 所

亀山市役所 西庁舎3階 第5会議室

## 3. 出席委員

1番委員	岡 田 香
2番委員	肥 田 岩 男
3番委員	井 上 恭 司
4番委員	伊 藤 ふじ子
5番委員	大 萱 宗 靖

## 4. 議事参与者等

教育総務室長（以下総務室長という。）	原 田 和 伸
教育総務室主幹（書記）	木 崎 保 光

## 5. 会議録署名者指名

5番委員（大 萱 宗 靖 委員）

## 6. 議事

- 委員長 議案第9号「亀山市立川崎小学校校舎改築基本計画書の策定について」を上程し、事務局の説明を求める。
- 総務室長 議案第9号「亀山市立川崎小学校校舎改築基本計画書の策定について」を説明する。
- 委員長 議案第9号について、質問を求める。
- 井上委員 管理教室棟を解体しないとした計画書は、今の段階で誰に配布されたのか。
- 総務室長 2月14日の教育民生委員会協議会に資料として提出しているので、全ての議員の方に配布されています。
- 井上委員 内容を解体するとした資料は、いつ、誰のところに配布されるのか。
- 総務室長 承認いただければ、3月18日の教育民生委員会に提出する予定です。
- 井上委員 教育民生委員会で前回と違う内容のものが配布され、質問があると思うが、議会では質問は出ないのか。
- 総務室長 本会議での質問はありませんでした。
- 井上委員 予算決算委員会の中で、解体するかしないかについて、質問されることはあるのか。
- 総務室長 あると思います。
- 井上委員 予算決算委員会は、全議員が出席されるが、校舎改築に関する質問はあるのか。
- 総務室長 平成26年度は、設計業務を行いますので、これに対する質問があるかも知れません。
- 委員長 策定委員会は終了しているが、修正しても構わないのか。
- 総務室長 解体するとした設計を行う手法は2通りあります。解体する対象については、改築条件であり、コンセプトなど計画の考え方には影響がないので今回、修正する方法と、計画書の中では解体しないという条件で行くのであれば、設計業務発注時に、解体することを説明又は追記することが考えられます。
- 井上委員 設計のやり方の手法が話題となるのか。中身も話題になるのか。設計の内容を説明してほしい。
- 総務室長 設計者の選定は、設計者選定委員会を立ち上げて、プロポーザル方式で業者の選定を行います。それにより業者が決定し、設計

業務を行うこととなります。

井上委員 前回の協議会で解体については、合意をしてきたので、全体的な部分について、協議をするということか。

総務室長 本日の委員会で基本計画書（案）について議決をいただきたいと考えています。2月14日の教育民生委員会協議会の中では、各委員から、「基本計画の中身のチェックをお願いしたい」、「管理教室棟の解体を検討してほしい」、「学童保育所の関係を入れていただきたい」などの意見が出されました。他は、設計業者や設計の仕方について、意見がありましたが、基本計画については、以上のとおり意見がありましたので報告します。

井上委員 学童保育については、ここに記載するのか。

総務室長 これについては、「放課後においても児童が利用できる学習・生活空間の設置を行います」と掲載しています。

教育長 地域の方も関わり、放課後の子ども達を見守るスペースを入れていくということです。

井上委員 今回の事業に限り、一体的な校舎改築を行うことが望ましいと判断したとのことだが、今後の学校改築にも気をつけなければいけない。

総務室長 今回は、様々な事情もあるため、今回の事業に限りとしています。

井上委員 懸案事項については、出尽くしているのではないかと。市長部局は、認めているのか。

総務室長 最終的に事業を認めていただくのは、市長部局になります。

井上委員 解体することで、子ども達や地域に、より良い環境を提供できる。教育委員会としては、再度実態把握をして、解体することにするということか。

委員長 管理棟の安全面等を精査したら解体の方向性が良いということ。結論的には、良い方向に行くということではないか。

井上委員 事務局として、懸案事項はないのか。

大萱委員 委員長が言われるように良い方向に行くので問題ないのではないかと。

委員長 議案第9号について、可決することに異議はないか。

(異議はなく、議案第9号は可決される。)

委員長 報告第1号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の説明を求める。

報告第1号は、人事に関する事件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書に基づき、非公開に当たるので各委員に諮る。非公開としてよいか。

(全委員異議なし)

委員長 報告第1号「専決処分した事件の承認について」は非公開とする。関係職員以外は退室を願う。

(関係職員以外退室)

《非公開》

(報告第1号「専決処分した事件の承認について」は可決される。)

(退室した職員入室)

## 7. その他

三重県総合博物館について、4月19日から開館することを連絡する。

## 8. 閉会

午後6時30分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

委員長

5番委員

教育長